

No	区分	質問	回答	受付日	更新日	参考
2025 QA-001	暫定版接続仕様書について	暫定版接続仕様書の7-4. 通知情報 No26 (新設) 再資源化等の情報修正完了通知 (通知コード142) は関連する1次 manifests の番号が通知される理解で良いでしょうか。 この場合に3102再資源化情報検索 (番号指定) にて1次 manifests 番号を指定した場合、関連する2次 manifests の R62 再資源化等情報も取得されますか。 またはR62 No50で入ってくる[manifests 番号]で再度対象の2次 manifests を検索するのでしょうか。(2次 manifests 情報なので排出事業者では見えないのでしょうか)	再資源化等の情報修正完了通知 (通知コード142) は、関連する1次 manifests の番号が通知されます。 この manifests 番号を3102で照会した場合、その manifests に登録されているR62再資源化情報が照会できます。 ただし、 manifests 情報は照会されませんので、 manifests 情報を照会する場合は別途行ってください。	2025/2/7	-	
2025 QA-002	暫定版接続仕様書について	機能番号:3102で取得したR62において処理前廃棄物名称、処理前廃棄物大/中/小分類コードは必ず入ってくる (nullは発生しない) 理解でよいでしょうか。 (R62では3102での設定可否◎だがD62では◇となっている。2次、3次 manifests でのR62でも必ず入ってきますか。)	D62の項番18~23の項目は、D62の項番17の項目説明の記載のとおり、 manifests 区分が2次 manifests 以降の場合に設定が必須となる項目で、 manifests 区分が1次 manifests 場合は、初期値""を設定頂く項目です。 そのため、機能番号:3102で取得したR62の処理前廃棄物名称、処理前廃棄物大/中/小分類コードについて、 manifests 区分が1次 manifests の場合はnullとなります。 manifests 区分が2次以降の場合は、必ず値が入った状態で返却されます。	2025/2/7	-	
2025 QA-003	暫定版接続仕様書について	機能コード:3101で照会した場合のR13,R35などには再資源化等情報の件数は入っていないと理解しております。 法令施行後は処分事業者にて再資源化情報を必須で入れる前提にてR65,R62はデータが必ず存在するので最終処分報告通知を受け取った場合は必ず再資源化照会 (機能番号3102等) を発行する運用となるでしょうか。 (処分事業者の機能番号:1601,2001におけるR60,R61には再資源化情報件数あり) 但し移行期は再資源化等情報 0件の場合がありますので - R65 再資源化等情報 (照会結果) にてNo4 再資源化情報件数 0の場合、そこで完了。 - 1件以上の場合R62を取得とすればエラーなく通信が進む理解で良いでしょうか。	改正省令の施行後でも、EDIシステム側に再資源化等の情報が必要ないと判断されるのであれば必ずしも機能番号3102の再資源化等情報照会を実施する必要はありません。 なお、3101 manifests 情報照会と3102再資源化情報照会では取得する情報そのものが違うものである (3101は manifests 情報、3102は再資源化情報) というにご注意ください。 施行後も、3101と3102は併用する運用になるものと想定しています。	2025/2/7	-	
2025 QA-004	法制度について	Web方式で再資源化等の情報が登録されている場合、EDI方式で再資源化等の情報照会 (3102等) 機能を有していない場合、該当 manifests を照会した場合どのような情報が取得できるのでしょうか。	manifests 情報の照会 (3101等) 機能で照会を行った場合、該当 manifests の情報が取得できます。この機能には、該当の manifests に再資源化等の情報が登録されている・いないにかかわらず、 manifests の情報のみ取得できます。 再資源化等の情報を照会したい場合は、再資源化等の情報照会 (3102等) の機能を使用します。	2025/2/7	-	
2025 QA-005	暫定版接続仕様書について	説明会資料P18の下部に赤字で書かれている内容についてですが新フォーマットで送った manifests に対し、旧フォーマットで取消を行うのは問題ないでしょうか。	新設の機能番号で行った再資源化情報を含む処分終了報告 (最終) ・最終処分終了報告に対し、既存の機能番号で処分終了報告取消・最終処分終了報告取消を行うことは問題ありません。 (補足) 取消に関しては、新設の機能番号はありません。 既存の機能番号を利用してください。	2025/2/10	-	
2025 QA-006	法制度について	ASP業者の対応時期によっては、JWNETでは再資源化情報あり、ASP上の画面では再資源化情報なしという事が起こりえますがそれは問題ないのでしょうか。 法の部分を確認していただけたとの認識ですが合わせてこの場合も確認していただければと思います。	EDI接続画面で再資源化情報が確認できなくとも、JWNET (Web方式) で、確認ができますので、特段の問題はありません。	2025/2/10	-	
2025 QA-007	暫定版接続仕様書について	ユーザーによってはASPの画面に再資源化情報がなく、JWNETだけにある状態に難色を示す事もありえるので、再資源化等情報の照会 (番号指定) をしようと考えていますが、JWNET側で確定状態になったあとでも再資源化等情報の照会 (番号指定) の対象になりますでしょうか。	manifests 情報の保存期間内 (5年間) であれば、確定状態であっても再資源化等の情報照会を行うことは可能です。	2025/2/10	-	
2025 QA-008	機能確認テストについて	2025年5月上旬頃から機能確認テスト開始とのことですがその時に本番環境へのリリースも同時に行われるとの認識で良いのでしょうか。 それともまだ時期は未定でしょうか。	2025年5月上旬の機能確認テスト開始と同時に本番環境へ機能のリリースも行う予定です。 なお、EDI事業者が本番環境でEDI方式の新しい機能番号が使用できるようになるのは、機能確認テスト実施手順書の「2. 機能確認テストの流れ」に沿って、機能確認テストを実施および合格後に、JWセンターが実施する本番環境で新しい機能番号を利用するための手続きを行った後となります。詳細は「【資料2】 JWNET EDI方式 電子 manifests の項目追加に伴う 機能確認テスト実施手順書」をご参照ください。	2025/2/10	-	

No	区分	質問	回答	受付日	更新日	参考
2025 QA-009	暫定版接続仕様書について	並行期間中にJWNETでA社が処分終了報告（最終）（再資源化情報あり）をすると排出に117の通知が発生します。 また、B社が処分終了報告（最終）（再資源化情報なし）をした場合も同様です。 その時のEDI事業者としては両者とも3102 再資源化等情報の照会（番号指定）を投げる事になりますが、3102を投げてでも処分終了報告（再資源化情報なし）の物は問題なく取得できるのでしょうか。	通知情報117（処分終了報告（最終））は、処分終了報告及び再資源化等情報の登録がされたことの通知となります。 この通知が届いた際、 manifests 情報（処分終了報告（最終）の情報）を取得したい場合は既存の機能番号（3101、3201等）を、再資源化等の情報を取得したい場合は新設の機能番号（3102、3202）を使用するようにしてください。 ただし、再資源化情報が含まれていない場合は、再資源化等情報の照会をしていただいても該当なし（0件）となります。 ※特に改正省令の施行前までは再資源化等情報の登録は任意となっておりますので、再資源化等情報が存在しない場合があります。	2025/2/10	-	

No	区分	質問	回答	受付日	更新日	参考
1	暫定版接続仕様書について	<p>【資料4】EDI接続仕様書（暫定版）について</p> <p>5-1 ファイルレイアウト一覧にて最終処分報告通知後にR13から最終処分情報を受ける場合、R13に相当するデータはどこに移動となりますか？</p> <p>→具体的には、機能コード3101 D33にて照会した場合、（EDI接続仕様書 7-30 マニフェスト情報照会（番号指定））、R13にて最終処分終了日・事業場情報が返ってくるがこの扱いはどうなるでしょうか。データなしとなるのでしょうか。</p> <p>4-4 ページ（2）結果対応表-2をみるとこのページのR13は※2の対象になっていないので、機能番号3101,3201での応答にR13は残るといえるのでしょうか？</p> <p>移行期（2025/5～2027/2）及び移行後の当該情報の扱い含めて（機能番号3101,3201実施時のR13の扱い、最終処分場情報の見え方）機能確認テスト環境、本番環境でどのような応答になるか教えてください。</p>	<p>ご指摘のとおり誤りがありましたため、以下のとおり訂正し、JWセンターホームページに再掲載しました。（説明会質疑応答の冒頭で説明済みの内容となります。）</p> <p>①4.ファイル仕様⇒4-1.機能とファイルレイアウトの対応⇒「(2)結果対応表-3」(4-6ページ)</p> <p>R13を※2（廃止レイアウトの記載）としていましたが、R13は既存のマニフェスト情報照会(3101、3201)の照会結果として返却するレイアウトで廃止にはならないため、※2を削除しました。</p> <p>②5.ファイルレイアウト仕様⇒5-1.ファイルレイアウト一覧⇒「(2)結果ファイルのレイアウト一覧」(5-1ページ)</p> <p>No.19のレイアウト番号R13を※2（廃止レイアウトの記載）としていましたが、こちらも上記①と同様に廃止にならないため、※2を削除しました。</p>	2025/2/6	-	
2	暫定版接続仕様書について	<p>暫定版仕様書を確認すると3100、3200の機能も今後廃止予定になっていますが、本日の説明資料では廃止対象に入っていないようです。どちらが正しいのでしょうか。</p> <p>廃止される場合は既存の3100、3200の機能が3102、3202に吸収され、既存のマニフェスト情報+再資源化等の情報で返却されますか？</p>	<p>3100、3200及び3101、3201の機能は当面廃止の予定はありません。</p> <p>改正省令の施行にあわせて廃止するのはあくまで1500、1600、2000の処分終了報告に関わる機能です。</p> <p>マニフェスト照会にかかる3100、3200、および3101、3201は当面の間は廃止する予定はありませんので、省令改正の施行後もご利用いただけるものとご認識ください。</p> <p><補足></p> <p>3100、3200のマニフェスト情報照会の機能は、現在、新規のお申し込みは受け付けていません。また、これらは旧レイアウトの機能のため、時期は未定ですがいずれ廃止する予定の機能となります。</p> <p>これまでマニフェスト情報照会機能を使用しておらず、今後新規に利用したい場合は3101、3201の機能での利用申込みをお願いします。</p>	2025/2/6	-	
3	暫定版接続仕様書について	<p>放射性物性を含むマニフェスト情報の照会は3101、3201を使用していたと思いますが、これに再資源化等の情報をプラスしたものはどの機能番号になりますか？</p>	<p>3101、3201はマニフェスト情報を照会する機能として利用するものですが、新設する3102、3202は、再資源化情報を照会する、別の機能となります。</p> <p>よって、1つの機能番号でマニフェスト情報+再資源化等の情報を両方取得する機能はありません。</p>	2025/2/6	-	
4	暫定版接続仕様書について	<p>「暫定版」資料を公表される際に、今回説明された「暫定版」資料からの変更点をまとめた資料はいただけますか？</p>	<p>暫定版接続仕様書の公開時には、暫定版からの変更箇所についてまとめた資料を掲載する予定です。</p>	2025/2/6	-	
5	暫定版接続仕様書について	<p>前回の説明会で、入力簡便化のためパターン登録の機能をWeb方式で実装することを検討されていましたが、引き続き機能として用意する予定でよろしいでしょうか。また、Web方式ではなくEDI方式にも実装する予定はありますでしょうか。</p>	<p>Web方式では、入力簡便化のためのパターン登録の機能を設ける予定です。</p> <p>一方でEDI方式は、あくまで接続仕様書で規定されているデータをJWNETに送るものであり、どのようにデータを作成するかはEDI事業者側で検討いただくものと考えており、パターン登録の機能に関して接続仕様書での定めはありません。</p>	2025/2/6	-	
6	機能確認テストについて	<p>資料2の機能確認テストを実施する場合、そのテスト実施スケジュールにあわせてデモシステムに新設項目が利用できるようになるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>テストが完了したら、もう一度元（既存レイアウト）に戻して頂くような対応は可能でしょうか。</p>	<p>機能確認テスト開始にあわせて、デモシステム上で新設機能番号が利用できるようになります。</p> <p>また、既存の機能番号が使えなくなるというものではありません。改正省令の施行までは既存の機能番号も利用できます。</p>	2025/2/6	-	
7	機能確認テストについて	<p>資料1 P17:今後の予定</p> <p>機能確認テスト実施回答期限を過ぎてから、新機能を使用しなくなった場合、新機能を使用することはできないのでしょうか。</p> <p>例えば、従来の機能追加申込のように、EDI方式接続テスト実施申込書を提出してテストを受けることはできないのでしょうか。</p>	<p>まずは機能確認テストの実施有無を回答期限までに回答いただきたいと考えています。</p> <p>ただし、回答期限後でもテスト実施申込は可能ですので、その場合はお申し出ください。</p>	2025/2/6	-	

No	区分	質問	回答	受付日	更新日	参考
8	機能確認テストについて	システムが廃止対象の機能番号を有しておらず、新設機能番号の利用を希望しない場合は「機能確認テストは実施不要」と回答するという認識で合っていますでしょうか？	ご認識の通りです。 今回新設する機能番号の使用予定がない方は、「機能確認テスト実施不要」という形でご回答ください。	2025/2/6	-	
9	機能確認テストについて	新設の結果ファイル機能番号の受信テストは別途申込みが必要になりますでしょうか。 また、新設の結果ファイルの内容(再資源化等の情報など)を取得するためには、マニフェストの作成・処分終了報告などを自身でテストデータとして作成・操作が必要でしょうか。	機能確認テストの申込をいただければ送信・受信ともテストができますので、別途のお申込みは不要です。 また、マニフェストや処分終了報告などのテストデータはそれぞれのEDI事業者ごとに自身で作成いただく必要があります。	2025/2/6	-	
10	機能確認テストについて	今回の廃止・追加機能以外でも利用したい機能がある場合、今回の機能確認テストと一緒に実施することは可能でしょうか	新設する機能以外にも利用したい機能がある場合は、今回の機能確認テストとは別に実施いただくことになります。 別途、従来の接続テストのお申込みをお願いします。	2025/2/6		
11	Web方式について	Web方式の実際に入力する画面はいつ頃お示しいただけますか。イメージを付けたいため確認したいと思っています。	Web方式につきましては、本番及びデモシステムの公開を5月上旬に行うことを予定しています。	2025/2/6	-	
12	Web方式について	処分業者への説明・案内方法やスケジュールについて教えてください。	改正省令の公布後に実施する予定です。 環境省の資料では、改正省令の公布が3月下旬となっていますので、その時期に概要を説明する資料等を公開する予定です。	2025/2/6	-	
13	Web方式について	Web方式の仕様について、5月上旬より前に資料公開等ありませんでしょうか。	3月下旬に処理業者向けのWeb方式概要説明資料を公開する予定です。 また、5月のシステム公開時期を目安に、Web方式の操作手順資料を公開する予定です。	2025/2/6	-	
14	Web方式について	改正省令の公布後、Web方式利用者である処分業者への説明を行うとのことでしたが、今回のようなWEB配信で説明をされるのでしょうか。	ホームページへ動画を掲載する予定です。 また、処分業者からのお問合せにつきましては、お問合せフォーム等での受付する予定です。	2025/2/6	-	
15	法制度について	排出事業者が再資源化等の情報を照会しなければいけない法的要件はありますか？ 収集運搬業者の場合はどうでしょうか？	現在、環境省に確認中です。 確認がとれ次第このQA回答表に追加します。	2025/2/6	-	
16	法制度について	本番環境切替に申込受付から10営業日ほどかかるとの説明がありました。切り替わるまでの間は廃止前の機能番号が継続利用できるとの認識でよろしいでしょうか？また、切り替えタイミングについてのメール連絡等は行われる認識でよろしいでしょうか？	廃止予定の機能につきましては、2027年の改正省令施行の予定にあわせて廃止となります。 それまでの間は廃止予定の機能も利用できます。 なお、機能確認テスト実施期間中にテストができるよう、余裕をもってお申込みください	2025/2/6	-	